

次世代シェアオフィス整備事業における 5G整備について（令和2年度） 【募集要項】

○ 応募書類の提出方法及び募集期間

必ず電話で申請書提出日時を御予約の上、下記受付窓口へ持参してください。

提出期間：令和2年12月1日（火）～令和2年12月16日（水）正午

※ 提出書類の受付時間は9時～12時、13時～17時です。

<受付窓口>

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課企画調整担当

所在地 〒163-0081 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号（第1庁舎21階北側）

電話 03-5320-4739（直通） 内線 37-684

※ 案内図は5ページにあります。

目次

1 事業内容	1
2 次世代シェアオフィス施設の概要.....	1
3 用語に関する定義	1
4 整備内容	1
5 応募条件	2
6 通信キャリア事業者等に求める施設整備・運営等.....	2
7 5G整備事業費	2
8 費用負担	2
9 費用及び負担の額	3
10 運用保守	3
11 事業の進め方等	3
12 事業完了予定期日.....	4
13 事業対象期間	4
14 応募の手続き	4
15 審査方法	6
16 事業を実施するための注意事項.....	6
17 事業完了後の注意事項.....	7
18 事業スケジュール.....	7
19 担当.....	7

1 事業内容

第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）の商用化により、「高速大容量通信」「超信頼・低遅延」「多数同時接続」という技術が提供され、時間と場所にとらわれない働き方であるテレワークがさらに進むことが見込まれています。

そこで、東京都は、空き庁舎において、5Gを活用した「次世代型サテライトオフィス（シェアオフィス）モデル（以下「次世代シェアオフィス」という。）を整備し、5Gの有用性を検証、発信することにより、新たなワークスタイルとしてテレワークのさらなる促進と定着を図っていきます。

そのため、次世代シェアオフィスの施設内において5Gを整備する通信キャリア事業者等を公募します。

2 次世代シェアオフィス施設の概要

次世代シェアオフィス施設の概要は、以下のとおりとする。

- (1) 建物名称：旧ソーシャルインキュベーションオフィス・SUMIDA
- (2) 所在地：東京都墨田区本所三丁目15番5号
- (3) 所有者：新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都産業労働局
- (4) 建 物：鉄筋コンクリート造、地上3階建て
- (5) 敷地面積 約530㎡
- (6) 建築面積 約260㎡
- (7) 延床面積 約760㎡
- (8) 建築年月日：昭和50年5月29日

※別紙1「平面図」参照

3 用語に関する定義

本要項等における用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 5G
「高速大容量通信」、「超信頼・低遅延通信」、「多数同時接続」という3つの特徴を持つ「第5世代移動通信システム」のことをいう。
- (2) キャリア5G
5Gのうち、通信キャリア事業者等が提供するものをいう。
- (3) 通信キャリア事業者等
総務省が5G用の周波数を割り当て、5Gを提供している携帯電話事業者又は通信インフラシェアリング事業者をいう。

4 整備内容

次世代シェアオフィス施設内において、キャリア5Gを利用できるエリアを整備します。（以下「5G整備事業」という。）

- (1) キャリア5Gを利用できるエリアは、次世代シェアオフィス1階の共用ブース1室以上及び個室ブース1室以上とします。
- (2) 1階エリアに加えて、2階エリア、3階エリアにもキャリア5Gを利用できるエリアを整備する場合は、事業者の提案によるものとします。

5 応募条件

日本国内において、キャリア5G基地局や関連する5G中継装置・アンテナ等の設置実績を有する事業者であること。

(後述の企画提案書に記載いただく必要があります。)

6 通信キャリア事業者等に求める施設整備・運営等

(1) 本施設に導入する機能を具体化させるため、通信キャリア事業者等が創意工夫に基づき、ア～ウの施設等を整備し、運営することとします。

ア キャリア5Gアンテナ基地局設置の整備

イ キャリア5Gアンテナ及び付帯設備の整備

ウ その他キャリア5Gを利用できるエリアの整備に必要な設備・機能等(キャリア5G施設の安定稼働のために必要な空調設備等の工事等を含む。)

※キャリア5G対応のモバイル端末などの機器は、別途東京都が調達する予定です。

(2) ア～ウに記載されている以外のものであっても、本事業の実施目的を実現するために必要な設備・機能等がある場合には、併せて提案をすることができるものとします。

7 5G整備事業費

5G整備事業費は、次世代シェアオフィス施設内のキャリア5G整備のために必要な設計費、調査費、工事費、附属工事費、試験費、機械器具費、設置運搬費、施設改修費及び事務費とし、工事に直接従事する職員の人件費及び旅費並びに調査、設計及び監督に直接従事する職員の旅費を含むものとします。

8 費用負担

5G整備事業費は、東京都と通信キャリア事業者等とが次に掲げるところにより負担するものとします。

名称	東京都	通信キャリア事業者等
キャリア5G整備 (新設等)	全額	—
キャリア5G整備 (新設等以外)	—	全額

2 前項の「キャリア5G整備(新設等)」及び「キャリア5G整備(新設等以外)」の範囲は、それぞれ次のとおりとします。

(1) キャリア5G整備(新設等)

次世代シェアオフィス施設内のキャリア5G整備のために新たに必要となる工事及び設備の新設・増強に係る費用

(例): 5Gアンテナ基地局整備、5Gアンテナ設置等

(2) キャリア5G整備(新設等以外)

キャリア5G(新設等)に係る費用以外の費用

(例): 既設設備の更新に係る費用、次世代シェアオフィスの利用者以外の者に対するサービスを提供する屋外基地局等の施設整備に係る費用等

9 費用及び負担の額

東京都が負担する5G整備事業費の金額の上限は、50,000千円とします。

10 運用保守

- (1) 通信キャリア事業者等は、次世代シェアオフィス施設内でキャリア5Gの通信サービスの提供及び運用保守を行うものとします。
- (2) 運用保守に関わる費用の負担は以下のとおりとします。

	東京都	通信キャリア事業者等
施設維持管理・保守費		○
通信費		○
電気代	○	

- (3) 本事業は、都事業によるキャリア5Gに関連する設備設置のため、普通財産の貸付は行いません。(賃料は徴収しません。)
- (4) 次世代シェアオフィス施設内で通信障害や機器の故障等が発生した場合は、通信キャリア事業者等は、すみやかに都に報告し、障害対応を行うものとします。
- (5) 通信キャリア事業者等が、次世代シェアオフィス施設内におけるキャリア5Gの通信の提供を中止・終了する場合は、双方協議の上、決定すること。

11 事業の進め方等

- (1) 事業予定者の募集及び選定
 - ア 事業実施内容、運営体制及び各年度の取組内容等を明記し、都に応募書類を提出します。
 - イ 都は、公募型プロポーザル方式により、審査の結果、最も優れた提案を行った通信キャリア事業者等を事業予定者として選定します。
- (2) 基本協定の締結

都は、事業予定者と具体的内容等に関して協議を行い、この協議結果に基づき、事業予定者は、整備事業者(以下「事業者」という。)として合意事項を示した基本協定を都と締結します。
- (3) 事業計画の策定

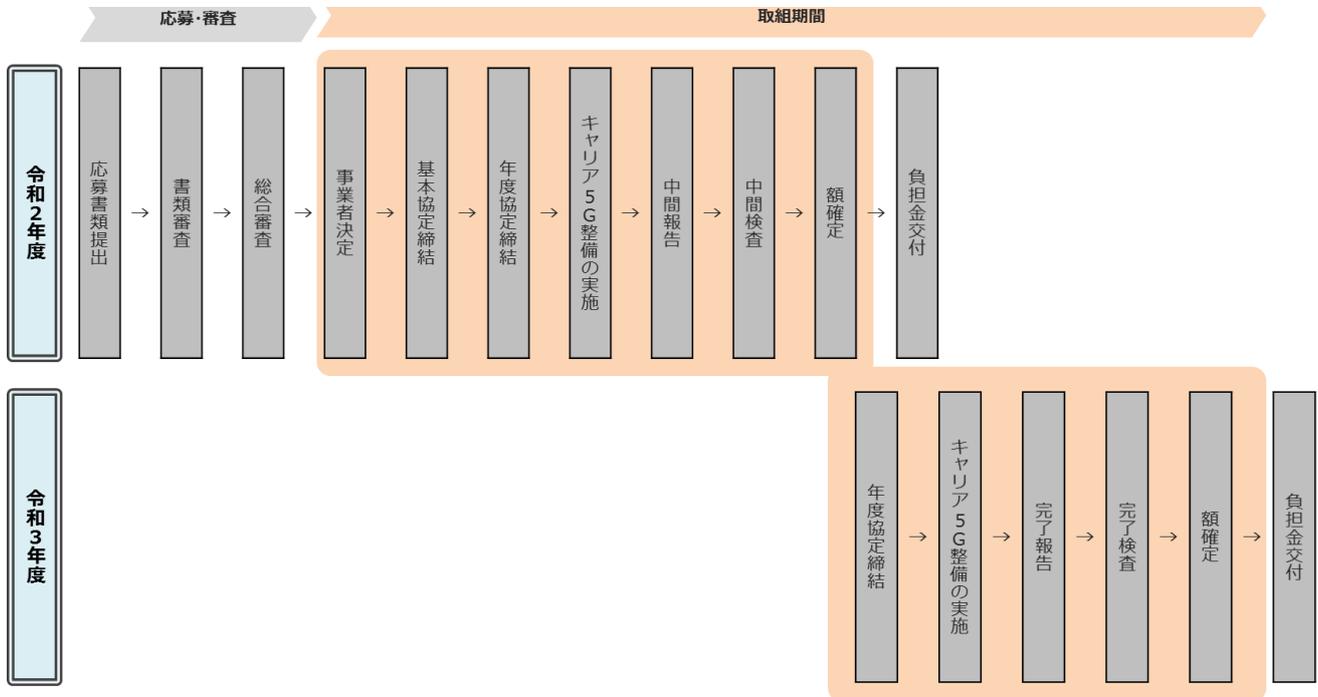
基本協定締結後、事業者は、都及び関係者と十分に協議の上、提案内容を踏まえた事業計画を速やかに策定することとします。
- (4) 年度協定の締結等

都は、基本協定に基づき、年度ごとに事業者と具体的内容等に関して協議を行い、この協議結果に基づき、都と事業者の合意事項を示した年度協定を締結します。
- (5) 次世代シェアオフィス施設内のキャリア5Gの整備、運営及び維持管理等
 - ア 事業者は、次世代シェアオフィス施設内のキャリア5G整備を行います。
 - イ 事業者は、キャリア5G整備の事業期間中、都に対して定期的に本事業の進捗状況に関する報告を行うこととします。
 - ウ 事業者は、上記10運用保守に基づき、整備したキャリア5Gの運営、維持管理業務及び関連業務を行うこととします。
 - エ 事業者は、本事業で整備したキャリア5Gを都が使用しつづける限り、運用保守を行い継続してサービスを提供することとします。(双方協議の上、キャリア5G通信の提供を中止・終了する場合を除く。)

(6) 本施設の整備等に関する負担金

事業者は、次世代シェアオフィス施設内のキャリア5G整備に要する費用のうち、上記7.5G整備事業費に規定される費用については東京都から負担金を受けることが出来ます。

(7) 次世代シェアオフィスにおけるキャリアG整備事業のスケジュール



(8) その他

本事業で整備した5G設備は、東京都の都合により、事業者と事前調整の上、撤去する場合があります。

12 事業完了予定期日

5G整備事業は、令和4年2月28日までに整備完了させるものとします。

13 事業対象期間

5G整備事業の事業対象期間は、基本協定書の締結日から引き続き2か年度以内の期間とします。

なお、年度ごとの事業対象期間は、年度協定書の締結日から負担金の支出対象となる負担金事業が全て終了した日又は当該年度末日のいずれか早い日までとします。

14 応募の手続き

(1) 応募書類の提出方法及び期間

電話にて提出日の予約してください。

予約した日時に書類を持参の上、東京都担当者へご提出をお願いします。

(郵送での受付は不可)

提出期間：令和2年12月1日(火)～令和2年12月16日(水) 正午

※予約受付TEL：03-5320-4739 (東京都 産業労働局 雇用就業部 労働環境課)

※提出書類の受付時間は平日の9時～12時、13時～17時です。

(2) 応募書類の提出場所

東京都庁第一本庁舎 2 1階北側 産業労働局 雇用就業部 労働環境課
TEL : 03-5320-4739 (直通)、内線37-684



(3) 提出書類及び提出部数

別紙2「応募申込に必要な書類」に記載されている書類を必要部数ご用意いただき、御提出ください。

- ア 応募申込書（「企画提案書」及び「経費内訳書」を含む。）
- イ 商業登記簿謄本（全部事項証明書）＜発行日から3か月以内のもの＞
- ウ 法人の印鑑証明書＜発行日から3か月以内のもの＞
- エ 定款（最新のもの）
- オ 会社法（平成17年法律第86号）上の決算報告書＜直近実績3か年分＞
- カ 法人事業税及び法人住民税の納税証明書＜直近のもの＞
- キ 会社概要

(4) 応募申込書様式のダウンロード

「応募申込書様式」は以下のURLからダウンロードしてください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/telework/5g>

(5) 応募書類の作成および提出における主な留意事項

- ア 応募にあたっては、具体的な事業計画、経費見積等が必要です。別紙3「企画提案書作成における留意事項」を参照に、企画提案書を作成してください。
- イ 応募書類提出後の加筆、修正等はできません。
- ウ 応募申込書を表紙とし、左上をステープル留めにして提出してください。
- エ 製本や表紙カバー等は必要ありません。
- オ 基本的にA4で作成し、両面印刷とすること。必要に応じて一部が任意のサイズや片面印刷となるのは差し支えありません。縦・横は問いません。
- カ 書類の提出には、記載内容の説明が可能な方が対応してください。
- キ 提出された申請書は、いかなる理由があっても返却しません。また、必要に応じて、東京

都から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。

ク 申請書の作成及び提出等、応募に係る経費は、応募事業者の負担となります。

ケ 予約した日時にお越しにならない場合には、申込を辞退されたものとみなします。

(6) 現地調査及び質問の受付等

ア 応募にあたって、次世代シェアオフィスの現地調査等のご希望がある場合は、以下の送付先メールアドレス宛にご希望の旨をお申し出ください。応募事業者と日程調整の上、現地調査等の日程を決定します。なお、現地調査等のご希望の日に添えない場合がございます。また、現地調査等に係る経費は、応募事業者の負担となります。

イ 本事業に関する御質問について

募集要項の内容等に関するお問い合わせは、以下の期間、メールで受け付けています。

質問様式にご記入の上、以下送付先にお送りください。

「質問様式」は以下のURLからダウンロードしてください。

<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/telework/5g>

質問受付期間 令和2年12月1日(火)～令和2年12月9日(水)

■送付先(メールアドレス)

S0000444@section.metro.tokyo.jp(東京都産業労働局雇用就業部労働環境課)

- ・メールの件名は「次世代シェアオフィスにおけるキャリア5G整備事業質問事項」としてください。

15 審査方法

(1) 審査方法

申請書等資料に基づき、書類審査を行います。書類審査の後、総合審査を行い、採択事業者を決定します。

(2) 審査における主な視点

審査は、次の観点から行います。

ア 整備・運用に係る体制・手法・スケジュールは具体的に考えられているか。

イ 整備にかかる経費の積算は適切か。

ウ 基地局の設置数など、施設の構造を踏まえ、安定的に利用できる整備内容になっているか。

エ 運用・保守体制は適切に組まれているか。

オ 事業効果を高めるための独自の先進的な取組が提案されているか。

(3) 審査結果及び交付決定

ア 審査結果は、全て書面にてお知らせします。なお、審査の経過・結果に関するお問い合わせには一切応じられません。

イ 審査の結果、応募時の事業総額と各年度の協定書の事業費総額が異なる場合があります。

ウ 負担金の交付決定に際して、必要に応じて条件を付す場合があります。

16 事業を実施するための注意事項

事業の実施に当たっては、以下の点にご留意ください。

(1) 事業計画の変更

事業計画に記載された内容を変更するときは、事前に東京都の承認が必要となります。

また、法人の代表者変更等の登記が必要な変更については、事後の承認が可能となっています。

(2) 東京都職員による検査等

キャリア5G整備完了後に検査を実施します。検査に際して、東京都職員が施設の現状を確認に伺う場合がありますので、現地との調整等、適切な御対応をお願いいたします。

(3) 申請が採択された場合の公表等について

対象事業者として採択された場合、事業者名、事業概要等について公表します。

17 事業完了後の注意事項

(1) 関係書類の保存

事業に係る関係書類及び帳簿は本事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間、保存しなければなりません。

(2) 東京都職員による調査等

東京都職員が本事業の実施状況、負担金の収支、帳簿書類、取得財産その他物件について、立入り調査を行う場合、東京都職員の指示に従い、誠実に対応しなければなりません。

18 事業スケジュール

現在、本施設のキャリア5Gを整備したサテライトオフィスの開設を令和4年(2022年)3月に開設としています。そこまでの事業スケジュールは、以下のスケジュールを予定しています。ただし、以下のスケジュールは現時点の予定であり、今後変更が生じた場合は、事業スケジュールについて、都と民間事業者で協議を行うこととします。

- 事業予定者の決定及び公表 令和3年(2021年)1月頃
- 基本協定書の締結 令和3年(2021年)1月頃
- 年度協定書の締結 令和2年度分：令和3年(2021年)1月頃
- 令和3年度分：令和3年(2021年)4月
- キャリア5Gの整備に関する設計・設置工事 令和4年(2022年)2月まで
- キャリア5Gを整備した次世代シェアオフィスの開設 令和4年(2022年)3月

19 担当

東京都産業労働局雇用就業部労働環境課企画調整担当

所在地 〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号(第一本庁舎21階北側)

電話 03-5320-4739(直通) 内線 37-684